

令和4年度防衛省政策評価実施計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、令和4年度防衛省政策評価実施計画（以下「実施計画」という。）を以下のとおり定める。

1 計画期間

令和4年度とする。

2 計画期間内において事後評価を実施する政策及び評価の方法

(1) 法第7条第2項第1号に区分される政策

防衛省における政策評価に関する基本計画について（防官企（防）第154号。31.3.29。以下「基本計画」という。）第6項第2号に規定する施策等とし、次のア及びイに掲げる施策等の区分に応じ、当該ア及びイに定める評価の方法とする。

ア 施策

基本計画の付紙の政策体系に示す全ての施策
（評価の方法）

「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）第4項に定める実績の測定（以下「モニタリング」という。）を実施するとともに、基本計画第6項第3号アの規定により、実績評価方式による評価を実施する。

イ 事務事業

特に評価が必要と認められる場合には、基本計画第6項第3号イの規定により、事業評価方式による評価を実施する。

(2) 法第7条第2項第2号に区分される政策

該当なし。

(3) 法第7条第2項第3号に区分される政策

該当なし。

3 実施計画の見直し

実施計画については、政策及び政策評価の実施状況を踏まえ、必要に応じて所要の見直しを行うものとする。